

1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

1 改正感染症法（令和4年12月改正）

○改正の趣旨：新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる。

○医療機関、**民間検査機関**、民間宿泊施設等と**協定を締結し**、医療機関においては第一種協定指定医療機関（病床確保）、第二種協定指定医療機関（発熱外来、外出自粛者対応）に指定





2 感染症予防計画の改定

○新型コロナ対応を踏まえ感染症法が改正されたことに伴い、都における感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保等についての基本的考え方を示す都予防計画を改定

○新興感染症の性状、最新の知見等を踏まえ、**協定締結機関に段階的に対応を要請**

1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

感染症法に基づく協定及び協定締結機関

	内容	締結機関
 医療措置協定	病床、発熱外来（※）、自宅療養者等への医療の提供、 後方支援、医療人材の派遣等	病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所
 検査措置協定	核酸検出検査（PCR検査等）	民間検査機関（臨床検査技師法に規定する 衛生検査所の登録を受けた機関等）
 宿泊施設確保措置協定	宿泊施設の確保	民間の宿泊施設及び平時から 宿泊業を営む公的施設
 DMAT等派遣に 関する協定	感染症対応を行う医療チーム（DMAT等）の派遣	DMAT等が所属する医療機関等

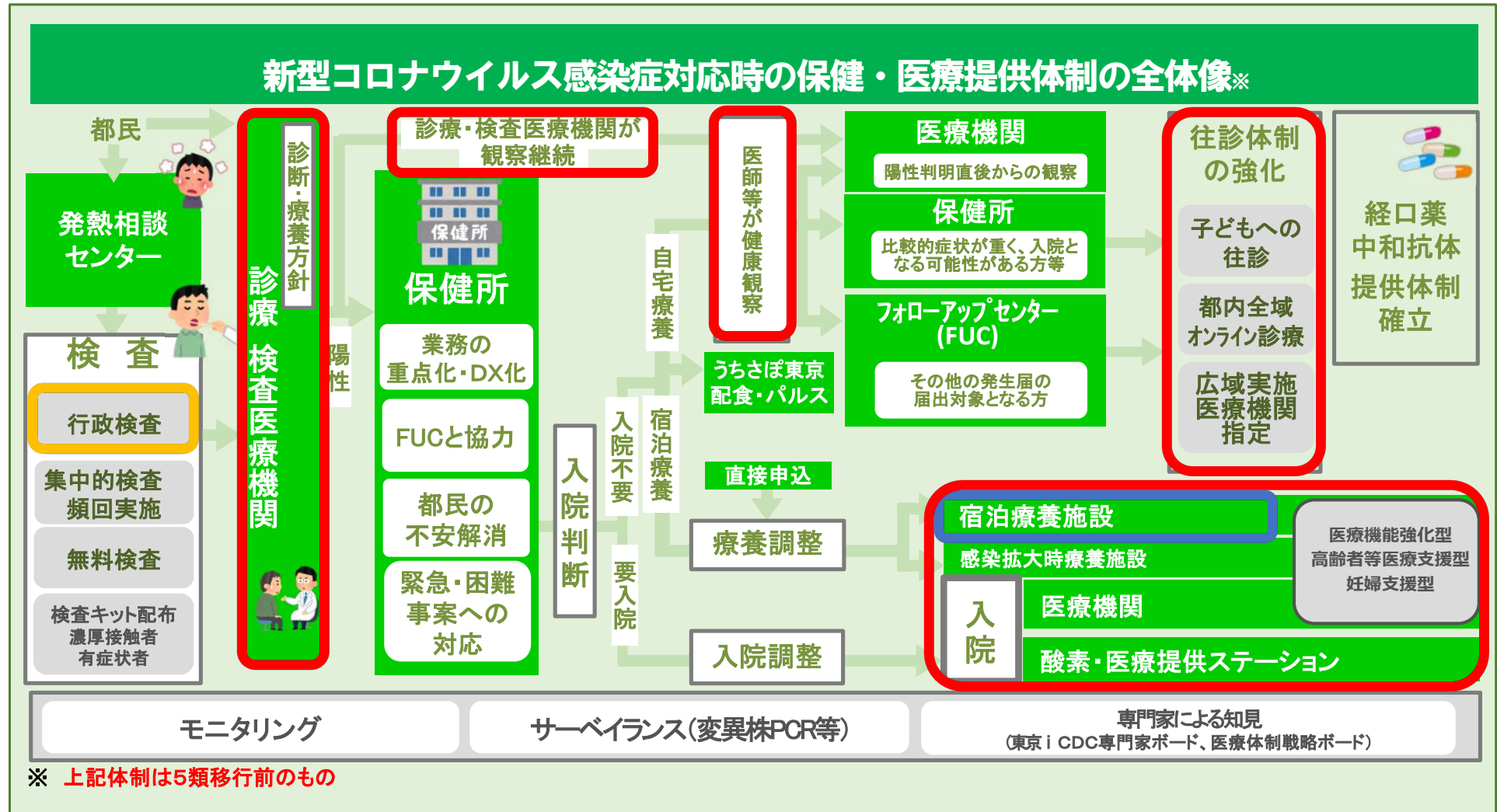
（※）発熱外来の項目のうち、検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

- その他
- ① 協定締結医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設）では、協定に置いて個人防護具（PPE）の備蓄を任意的事項として規定することができる
 - ② 薬局及び訪問看護事業所の締結内容は、自宅療養者等への医療の提供のみ
 - ③ 法改正で医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う枠組みを整備

1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

【参考】

新型コロナウイルス対応時の東京都の保健・医療提供体制
(新型コロナウイルス5類移行前の体制)



1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

感染症発生時の措置の要請の流れ（イメージ）

発生早期

流行初期

流行初期以降

段階的に拡大

要請

全ての協定締結医療機関
（流行初期以降から発熱外来を行う病院・診療所）

要請

医療機関の規模等に
応じて段階的に要請

200床未満の病院、診療所 協定締結医療機関（流行初期医療確保措置）

地域・外来検査センター（自治体や地区医師会が連携して運営）
※運営については、今後関係者と相談の上、検討

要請

200床以上の病院等

協定締結医療機関（流行初期医療確保措置）

特定・第一種・第二種感染症指定医療機関

厚生労働大臣による
発生の公表

3か月を基本として必要最小限の期間
（新型コロナ対応時の1年後に相当）

6か月以内

① 医療措置協定（発熱外来）

② 検査措置協定

流行初期

1か月以内の検査能力

要請

協定締結検査機関（流行初期対応可能）

全ての協定締結検査機関

東京都健康安全研究センター

- ・ 検査措置協定を締結した検査機関は、医療機関からの検査需要に迅速に対応するため、流行初期には、要請後概ね1週間を目途に検査体制の確保に努め、発生の公表後1か月以内の検査能力の見込値を設定し、検査体制を確保する。
- ・ 流行初期以降は、出来るだけ多くの医療機関からの検査依頼に対応するため、検査体制を強化する。

1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

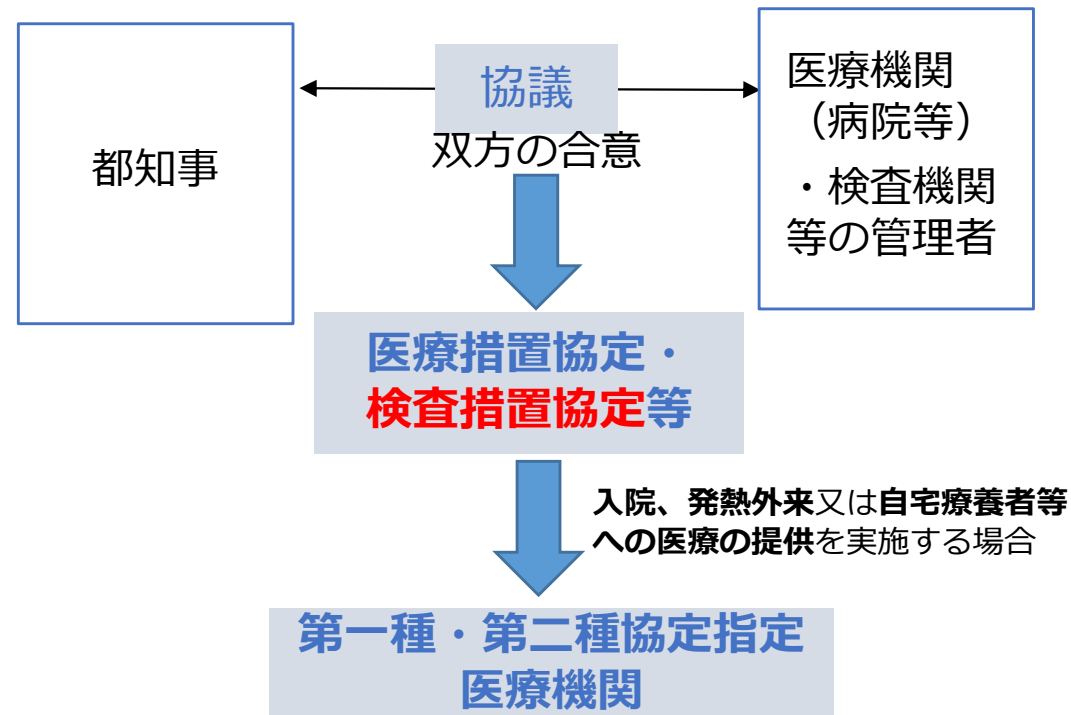
検査措置協定の趣旨及び目的

○R4.12 感染症法改正（R6.4施行）

改正の趣旨：

・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国または都道府県及び関係機関の連携協力による外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、検査等の体制の強化等の措置を講ずる。

・ 都道府県と各医療機関や検査機関等が平時に医療措置協定・検査措置協定等を締結し、感染症の発生及びまん延に備え、医療提供体制や検査体制を確保する



対象となる感染症：
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（新興感染症）を基本

新型コロナウイルス感染症の
対応を念頭に取り組む

1 改正感染症法と東京都予防計画の改定

【参考】

感染症法改正に基づく新たな医療体制

感染症類型	医療体制	医療費
一類感染症	特定感染症指定医療機関 (入院医療機関として国が指定、全国に数か所)	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
二類感染症※1	第一種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、各都道府県に1か所)	
三類感染症	第二種感染症指定医療機関 (入院医療機関として都道府県が指定、二次医療圏に1か所)	
四類感染症	一般の医療機関	公費負担なし (医療保険を適用)
五類感染症		
新型インフルエンザ等感染症 ※新型コロナウイルス感染症を含む	特定感染症指定医療機関 第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関	医療保険を適用 自己負担を公費負担※2 (自己負担なし) 負担割合：国3/4 県1/4
指定感染症	一～三類感染症 又は 新型インフルエンザ等感染症に準じた措置	同上 又は 三類感染症相当の場合は、公費負担なし (医療保険を適用)
新感染症	特定感染症指定医療機関	全額公費※2 (医療保険の適用なし) 負担割合：国3/4 県1/4

新たに創設
第一種協定指定医療機関 (入院)
第二種協定指定医療機関 (外来・自宅療養者等への医療) ※3
(都道府県が指定)

・協定指定医療機関により実施される入院、外来医療及び在宅医療は、**公費負担医療の対象**となります。

・指定を受けるためには①**医療措置協定の締結**（指定要件の確認含む）と②**指定されることに対する開設者の同意**が必要です。

※1 結核については原則として医療法上の結核病床に入院 ※2 患者等に負担能力がある場合、その限度内で自己負担 ※3 指定感染症については、新型インフルエンザ等感染症に準じた措置が必要と認められる場合に限る

検査措置協定の対象

(基本的な考え方)

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)

第20条の3に規定する

衛生検査所の登録を受けた機関を基本とする

且つ

新型インフルエンザ等感染症等の検査を提供する体制を確保できる検査機関

※ 「新型インフルエンザ等感染症」 「指定感染症」 「新感染症」

➡ 東京都のPCR検査機器設備整備費補助金を受けている検査機関(登録衛生検査所)におかれましては、協議内容についてご検討いただき、協定締結をお願いします。

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって（1/6）

➤ 検査措置協定の構造

前 文

第 1条 目的

第 2条 検査措置実施の要請

第 3条 検査措置の内容

第 4条 個人防護具の備蓄

第 5条 措置に要する費用の負担

第 6条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等

第 7条 協定の有効期間及び変更

第 8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

第 9条 協定の実施状況等の報告

第10条 疑義等の解決

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって (2/6)

➤ 協定の前提 (協定前文)

- 検査機関 と 都知事 が、
協定の協議段階において、可能な範囲で合意した内容についての協定であること
この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、本協定の解約の申し出も可
➡ 締結した協定の変更・解約については、第7条に記載

➤ 対象となる疾病 (第1条)

- 「**新型インフルエンザ等感染症**」 「**指定感染症**」 「**新感染症**」
上記3つの感染症を対象とするが、
新興感染症の性状・感染性などを事前に想定することは困難(※)であるため、
これまでの教訓を生かせる**新型コロナへの対応を念頭に置く**

※ (参考) 協定前文

新興感染症発生・まん延時において、
協定の前提・内容 (事前の想定) とは大きく異なる事態の場合は、
国においてその判断を行い、実際の状況に応じた機動的な対応を行うとされており、
この場合には**協定の内容を見直す**こととする

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって（3/6）

➤ 検査措置の内容（第2条、第3条）

- 締結した検査機関は、都からの検査措置実施の要請に基づき、以下の措置を講ずる

〈都からの要請後、概ね1週間を目途に検査体制の確保に努める〉

- 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから換算し、
「**流行初期**」（公表が行われてから**1か月以内**）
及び「**流行初期期間経過後**」（公表が行われてから**6か月以内**）
両方またはいずれかにおいて、検査体制を確保し、検査を実施する

〈検査の実施能力〉

- 新型コロナ対応における「核酸検出検査」と同様の検査方法を想定
➡「核酸検出検査（PCR検査等）」
新型インフルエンザ等感染症が発生した際に、
薬事承認された試薬を用いる方法のほか、
国立感染症研究所が示す方法
（それに準じたものとして国が示す方法を含む）で実施する

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって（4/6）

➤ 個人防護具の備蓄・措置によする費用の負担（第4条、第5条）

- 協定における個人防護具の備蓄は、任意事項とする
- 個人防護具の備蓄に係る費用については、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時にその感染症の性状等を踏まえて、都において必要な支援を検討する

➤ 最新の知見についての情報提供等（第6条）

- 都は、発生等の公表が行われる前から、最新の知見について国から情報を得た場合、速やかに検査機関へ情報提供する
- 検査機関は、上記情報も踏まえ、都の要請に備えて、必要な準備を行う
- ◎ 発生・まん延時に**事前の想定と大きく異なると国が判断する**場合

- 新型インフルエンザ等感染症等の性状
- 対応方法を含めた最新の知見の取得状況
- 感染症対策物資等の確保の状況 等

➡ 都は、協定の見直し等を必要に応じて協議し、柔軟に対応する

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって（5/6）

➤ 協定の有効期間及び変更（第7条）

有効期間 : 締結の日から令和9年3月31日まで
(双方から更新しない旨の申し出がなければ更新)

変更 : 事情等があれば随時変更可能

解約 : この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、本協定の解約の申し出可能

➤ 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置（第8条）

- 検査機関において、協定に基づく検査措置等を講じていない場合、
都は、検査機関の管理者に対して理由などを確認
正当な理由がなく対応いただけない場合は、都が、勧告などの措置を行うことがある

〈正当な理由〉

例 検査機関内の感染拡大等により、人員が縮小

例 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足 等

➔ **感染状況や検査機関の実情に即して個別具体的に判断する**

2 検査措置協定について

締結の検討に当たって（6/6）

➤ 実施状況の報告（第9条）

- 協定に基づく検査措置の実施状況等について、都から求めがあったとき、検査機関はその状況を報告
 - ➡ 具体的な報告内容、方法等は、別途通知する

➤ 締結後における疑義等の解決（第10条）

- **協定に定めのない事項** 及び **締結した協定そのもの**に関する疑義が生じた場合は、都と検査機関で協議のうえ定める

2 検査措置協定について

締結に向けた今後のスケジュール

令和5年12月上旬

都から各検査機関への通知

意向調査WEBフォーム

(通知内容)

協議の案内、協定書（基本形）、概要、Q&A、スケジュール等

協議前の状況確認

※ 意向確認を含むため必ずご回答ください

令和5年12月上旬

内容協議

令和6年 1月中旬

個別協定書案の作成

(都が作成)

協議内容を反映した協定書の案を各検査機関別に作成

令和6年 2月以降

協定の締結

協定書の案を各検査機関にて確認、締結手続き

※ 締結手続きは、書面にて交わす予定

令和6年 4月以降

協定の効力発生

内容協議について

➤ 東京都と各検査機関にて、直接、協議を実施

- 意向調査を踏まえて、必要に応じて、個別にWEB会議等にて質疑応答・意見交換します
- ご質問の受付と回答
- 通知以降の情報については、更新があれば、都度、資料を共有します（例 Q&Aの更新）